

公益社団法人神奈川県珠算連合会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人神奈川県珠算連合会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、神奈川県下の珠算教育の普及発展を図り、併せて学校における基礎教育及び社会教育に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 珠算技術の検定及び評価
- (2) 珠算競技大会の実施又は協力
- (3) 珠算研修会等の開催又は協力
- (4) 珠算教育に関する資料の収集及び発行
- (5) 珠算に関する技能優秀者の表彰
- (6) 学校に対する珠算教育の補助及び講師の派遣
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は神奈川県において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員をおき、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(入会)

第6条 会員としてこの法人に入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

(資格喪失)

第8条 会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき

- (2) 成年被後見人又は被補佐人になったとき
- (3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 団体が解散したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 期日までに会費を納入しなかったとき
- (7) 総正会員が同意したとき

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは書面でその旨を理事長に届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の定款に反する行為をしたとき
- (2) その他、除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 この法人は、会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の設定)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を理事長、3名を副理事長、6名を常任理事とする。
 - 3 理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事のうち当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族、その他法令で定める特別の関係にある者である理事の合計数並びに他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係がある者である理事の合計数が理事の合計数の3分の1を超えてはならない。

(役員職務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、業務を執行する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐しこの法人の業務を分担執行する。
 - 3 常任理事は、この法人の業務を分担執行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、職務を執行する。
 - 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員任期)

- 第15条 役員任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現在者の残任期間とする。
 - 3 役員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは辞任し、又は任期が満了した後も、後任者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第16条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第17条 役員には、その職務執行の対価として総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した報酬等を支払うことができる。
- 2 役員には、その職務を行うために必要な費用の支払いをすることができる。

(事務局)

- 第18条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
 - 3 事務局長その他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。
 - 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第5章 総 会

(構成)

- 第19条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第20条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第21条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第22条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第23条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

（議決権）

第24条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

（決議）

第25条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（議事録）

第26条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事会

(構成)

- 第27条 この法人に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第28条 理事会は次の職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

- 第29条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

- 第32条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第33条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次に書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第35条 この定款は、総会の決議によって、変更することができる。

（解散）

第36条 この法人は総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第37条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 雑則

(施行細則)

第39条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の理事長は 及川正巳 とする。